

旅費規定

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 釧路地区サッカー協会役員並びに常任理事会において承認された者が、会務のために出張する場合は、この規定の定めるところによる。

(出張の定義)

第 2 条 出張とは、釧路地区サッカー協会が命令、委嘱又は許可の形式をとり、一時釧路を離れて旅行することをいう。

(出張の種類)

第 3 条 出張の種類は、次のとおりとする

- (1)一般出張
- (2)大会派遣出張

(出張の手続き)

第 4 条 出張をする者は、出張目的、出張地、期間等について、関係資料を添付して申請書を提出しなければならない。

(出張の報告)

第 5 条 出張を終えた時は、2週間以内に報告書を提出しなければならない。

第2章 旅 費

第 6 条 旅費の支給基準は次のとおりとする。

- (1)旅費は、釧路駅を起点とすることを原則とする。
- (2)旅費は、実費支給とする。
- (3)道内出張は、自動車利用を原則とし、特急料金を加えて支給する。
- (4)道外出張は、航空機使用を認める。
- (5)自家用車使用は原則として認めない。但し、諸事情により自家用車使用が必要な場合は、

あらかじめ願い書を提出しなければならない。

尚、諸経費については、公共交通機関を利用した場合の料金を支給する。

- (6)上部団体から経費の支給がある時は、その不足分を支給する。
- (7)旅費、日当、宿泊費は別表1による。

宿泊を伴う場合、レール&ホテルパックを利用する。

但し、大会派遣出張は、交通費、宿泊費は遠征に係る経費とする。

- (8)釧路管内の旅費は、別表2による。

(別表1)

道 内 旅	交通費	最寄りの駅～目的地の駅（特急料金 但し、帯広以北とする。）	
	市内交通費	1 日	1,000円（一律）
	宿泊費	一 泊	7,000円を上限とする。
	日当	1 日	2,000円

(別表2)

釧路～根室（123km）	4,000円
釧路～中標津・別海（100km）	3,600円
釧路～標茶・厚岸（50km）	1,600円
釧路～白糠（30km）	1,000円